

さいたま市緑区選挙管理委員会告示第23号

近く執行される参議院議員通常選挙について、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により、さいたま市緑区の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期する。

令和7年6月2日

さいたま市緑区選挙管理委員長 花岡能理雄

1 登録の移替えを延期する期間

令和7年6月12日から選挙期日まで

2 登録の移替えの延期を行わない者

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の5第4項の規定による在外選挙人名簿への登録の移轉の申請をし、1の期間内において未だに同法第30条の6第2項の規定による在外選挙人名簿への登録の移轉がなされていない者